

災害時動物救護活動マニュアル



平成 2 1 年 3 月

千葉県健康福祉部衛生指導課

(平成 22 年 2 月改正版)

1 趣旨

本県では、風水害や地震などによる大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）を想定し、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するために「千葉県地域防災計画」、「健康福祉部災害対策マニュアル」を策定しており、本マニュアルは、これらの計画等に基づいて県が行うべき動物救護活動の具体的内容を示したものである。

なお、動物救護活動は、以下の基本的な考えのもとに実施する。

- (1) 動物救護活動の対象は、犬及びねこなどの小動物とする。
- (2) 動物救護活動は、行政の現行体制では限界があることから、動物福祉と動物愛護に理解のある民間団体等に対してボランティア活動としての協力を求める。
- (3) 活動資金及び物資は、寄付を広く呼びかける。
- (4) 緊急避難的に救援物資を被災地に供給する。
- (5) 逸走動物や負傷動物等を保護収容し、治療する。
- (6) 被災者といえども、自らの動物に対する飼育の意思は本人が責任を持って判断すべきものであることから、飼い主が冷静に判断できる時間を与えるため、動物の一時保管を行う。
- (7) 所有権が放棄された動物については、積極的に「新たな飼い主」を探す。

2 動物救護活動を実施する団体等及び組織

- (1) 災害時における動物救護活動は以下の団体等により行う。

- 社団法人千葉県獣医師会
- 財団法人千葉県動物保護管理協会
- 社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部
- 財団法人日本動物愛護協会千葉県支部
- 千葉県飼鳥獣商組合
- 社団法人日本動物福祉協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- 登録ボランティア
- 千葉県（千葉県動物愛護センター）
- 千葉市（千葉市動物保護指導センター）（被災地に千葉市が含まれる場合）
- 船橋市（船橋市動物愛護指導センター）（被災地に船橋市が含まれる場合）
- 柏市（柏市保健所生活衛生課）（被災地に柏市が含まれる場合）

- (2) 災害時における動物救護活動は、千葉県動物救護本部及びその下部組織として動物救護センターを設置して行う。

3 平常時の活動

(1) 関係機関との災害時動物救護活動に関する協定締結

災害時に動物救護活動を円滑に行うために、事前に以下の団体と協定を締結する。

- 社団法人千葉県獣医師会
- 財団法人千葉県動物保護管理協会
- 千葉県飼鳥獣商組合

(2) ボランティアの募集、登録、教育

ア ボランティアの種類

(ア) 一般ボランティア

動物救護本部、動物救護センターにおいて、事務管理、施設の運営維持、被災動物の世話等を行う。

(イ) 一時保管ボランティア

一時保管の依頼があった動物において、動物救護センターで保管困難な場合など、状況に応じて施設の提供及び動物の管理を行う。

イ 募集及び登録

(ア) 以下の関係団体等の協力を得て、募集及び登録を行う。

- 社団法人千葉県獣医師会
- 財団法人千葉県動物保護管理協会
- 社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部
- 財団法人日本動物愛護協会千葉県支部
- 千葉県飼鳥獣商組合
- 社団法人日本動物福祉協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- 県内各種動物関係学校、各動物愛護団体等
- その他

(イ) 希望者に登録内容を説明し、登録用紙により必要事項を把握したうえでボランティア登録を行う。

(ウ) 登録したボランティアには、ボランティア登録証を交付する。

ウ 教育

(ア) ボランティア研修会を年1回以上実施する。

(イ) ボランティアの中から、動物救護活動の中心となって活動できる者(指導ボランティア)を育成する。

(3) 動物救護連絡会

- ア 災害時の動物救護活動を円滑に行うために、構成団体間の連携を密にし、役割分担を明確にすることを目的とした動物救護連絡会を設置する。
- イ 動物救護連絡会の構成は、以下の団体等の職員とし、年1回以上必要に応じて開催する。

- 社団法人千葉県獣医師会
- 財団法人千葉県動物保護管理協会
- 社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部
- 千葉県飼鳥獣商組合
- 千葉県（千葉県健康福祉部衛生指導課）
- 千葉市（千葉市保健福祉局健康部生活衛生課）
- 船橋市（船橋市動物愛護指導センター）
- 柏市（柏市保健所生活衛生課）

- ウ 動物救護連絡会の検討事項等は以下のとおり。

- (ア) 非常用のエサ等、避難時（後）の飼養管理用具（ペットケージ等）等の確認・準備等に関する情報提供
- (イ) 動物受入可能避難所の確認に関する情報提供
- (ウ) 災害に備えた動物適正飼養（しつけ、マイクロチップ等による個体識別措置等）に関する啓発活動
- (エ) 地域防災訓練への参加
- (オ) ボランティアの登録等の状況
- (カ) 平常時の役割に基づくシミュレーションの実施
- (キ) 千葉県動物救護本部、動物救護センターの役職及び事務局員の検討
- (ク) 本マニュアルで使用する様式等の作成
- (ケ) 動物救護センターの設置場所

(4) 災害時に備えた要員等の確保

- ア ボランティアを含めた、活動要員の確保
獣医師・ボランティア別に名簿を作成
- イ 関係団体毎の連絡網の整備

(5) 物資供給体制の整備等

- ア 災害時に必要な物資について、一覧表を作成する。
器具・機材リスト、医薬品リスト
- イ 動物用医薬品・器材関係団体等、ペットフード・ペット用品関係団体等との間に災害時における物資供給体制を整備しておく。
- ウ 災害発生直後に必要な物資は、供給体制が整うまでの一定期間分を備蓄しておく。

4 災害時の体制

災害時に、「千葉県地域防災計画」に基づき千葉県災害対策本部が設置された場合に、健康福祉部は、「健康福祉部災害対策マニュアル」に基づき災害対策本部健康福祉部事務局（以下「部事務局」という。）を部内に設置する。

部事務局は、社団法人千葉県獣医師会、財団法人千葉県動物保護管理協会、社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部、千葉県飼鳥獣商組合へ協力を要請したうえで、保健衛生班動物保護対策として、関係団体と協同で千葉県動物救護本部並びに下部組織として、現地に動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。（図—1）

また、部事務局から緊急災害時動物救援本部（事務局：財団法人日本動物愛護協会）へ支援要請を行う。

（1）千葉県動物救護本部

ア 構成

千葉県動物救護本部（以下「救護本部」という。）は以下の団体の代表者で構成する。

- 社団法人千葉県獣医師会
- 財団法人千葉県動物保護管理協会
- 社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部
- 千葉県飼鳥獣商組合
- 登録ボランティア
- 千葉県（千葉県動物愛護センター）
- 千葉市（千葉市動物保護指導センター）（被災地に千葉市が含まれる場合）
- 船橋市（船橋市動物愛護指導センター）（被災地に船橋市が含まれる場合）
- 柏市（柏市保健所生活衛生課）（被災地に柏市が含まれる場合）

イ 設置

（ア）部事務局が設置された時点で、保健衛生班（衛生指導課長）は、動物救護本部の設置について検討し、構成各団体等へ指示する。

（図—2）

ウ 組織・構成等（図—3）

（ア）救護本部に、本部長1名、副本部長2名、監事2名を置く。

各役職は、構成団体で協議の上決定する。

（イ）事務局は、原則として千葉県獣医師会館内に置く。

エ 業務

事務局は、事務局長と以下の4班編制とし、本部長の指示により次の事務を行う。

事務局編成	業務内容
事務局長	各班の業務把握、統括
総務班	ア 被災区域の認定及び解除 イ 動物救護センターの設置、廃止、連絡調整 ウ 義援金の受入れ及び支出管理 エ 関係団体及び行政機関との連絡調整 オ その他
物資管理班	ア 医薬品、物資等の調達及び動物救護センターへの配布 イ 関連職員、応援要員等の衣食住の手配 ウ その他
ボランティア運営班	ア ボランティアの募集、希望者の受付・登録 イ ボランティアの動物救護センターへの配置、派遣等の調整、活動内容の連絡 ウ 各種ボランティア団体との連絡調整 エ その他
広報班	ア 報道機関の対応 イ 義援金、物資の要請 ウ 活動報告の集計 エ その他

オ 代表者会議

動物救護活動の内容等について協議するために、救護本部の構成団体の代表者による代表者会議を開催することができる。

[協議内容]

- ア 動物救護活動の内容について
- イ 救護本部の設置期間について
- ウ その他

(2) 動物救護センター

ア 設置 (図-4)

救護本部の設置と同時に下部組織として動物救護センターを設置する。

(ア) 構成

動物救護センターの構成は以下の団体等の職員並びにボランティアによる。

- 社団法人千葉県獣医師会
- 財団法人千葉県動物保護管理協会
- 社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部
- 千葉県飼鳥獣商組合
- 千葉県 (千葉県動物愛護センター)
- 千葉市 (千葉市動物保護指導センター) (被災地に千葉市が含まれる場合)
- 船橋市 (船橋市動物愛護指導センター) (被災地に船橋市が含まれる場合)
- 柏市 (柏市保健所生活衛生課) (被災地に柏市が含まれる場合)

(イ) 設置場所

設置場所は、以下の基準を参考に救護本部で決定する。

被災地域	設置場所
本所管内	本所
支所管内	支所
本所、支所管外 (千葉市、船橋市、 柏市を含む)	被災場所により検討
本所、支所の管轄 をまたぐ場合	本所

本所：県動物愛護センター本所、支所：県動物愛護センター東葛飾支所
(図-5)

(ウ) 役職等

動物救護センターに所長1名、副所長1名を置く。

各役職は、構成団体で協議の上決定する。

イ 業務

事務局は、事務局長 1 名と以下の 5 班編制とし、所長の指示により次の事務を行う。

事務局編成	業務内容
事務局長	各班の業務把握、統括
総務班	ア 救護本部との連絡調整 イ 被災区域内の関係団体及び行政機関との連絡調整 ウ ボランティアの受入れ及び活動管理 エ その他被災区域内の動物救護活動に必要な事務
物資管理班	ア エサ、医薬品等物資の調達、管理及び配布 イ 被災地における飼育動物に対するエサの配布
保護管理班	ア 負傷動物等の保護 イ 飼育不能となった動物の引取り ウ 被災動物にかかる相談、飼育指導及び助言 エ 避難所等における適正飼養に関する助言
飼育管理班	ア 所有者及び新たな飼い主探し及び譲渡並びに情報提供 イ 飼育困難な動物の一時保管 ウ 収容動物の飼育管理
医療班	ア 負傷動物の治療 イ 収容された動物の健康管理

5 動物救護活動（各論）

（1）救護本部での活動

ア 総務班関係

（ア）被災区域の認定及び解除

○部事務局と連絡をとり、被災状況、避難所の設置状況等の情報を収集する。

○情報に基づき、動物救護活動が必要と認められた場合、被災区域として認定する。また、必要が無くなった場合は、解除する。

（イ）動物救護センターの設置、廃止、連絡調整

○設置場所の決定（4－（3）－ア－（イ）を参考）

○構成員の選定、連絡

（ウ）義援金の受入れ及び収支管理

○専用口座の開設

○収支の管理

（エ）関係団体及び行政機関との連絡調整（情報収集）

○連絡先一覧の作成

○部事務局（TEL ）

○健康福祉部衛生指導課（TEL ）

○緊急災害時動物救援本部（TEL ）

○救護本部構成団体

（オ）その他

要員の確保

○3－（4）で作成した名簿から、当該被災地域で活動可能な者を抜き出す。

○被災地域の県獣医師会支部長及び稼働可能な獣医師の確認。

イ 物資管理班関係

（ア）医薬品、物資等の調達及び動物救護センターへの配布

○必要物資一覧の作成（3－（5）－ア）

○救援物資等の受け入れ、保管

○愛護団体等で受け入れた救援物資等の把握

○必要物資等の調達

○動物救護センターへの配布

○救援物資等の受け払い台帳の作成

（イ）関連職員、応援要員等の衣食住の手配

○弁当等供給元の確保

○宿泊場所の確保

○作業着等の確保

○必要数の確認と配布

ウ ボランティア運営班関係

(ア) ボランティアの募集、希望者の受付・登録

- 事前登録ボランティアへの連絡
- ボランティアの募集（募集広告作成）
- ボランティアの受付、登録（ボランティア希望者への案内）
ボランティア登録用紙を記入
ボランティア登録証の発行
- ボランティア誓約書への署名（事前登録も含む）

(イ) ボランティアの運営

- 動物救護センターへの配置、派遣等の調整
- ボランティアへの連絡（配置先、活動内容等）
- ボランティア保険への加入手続き

(ウ) 各種ボランティア団体との連絡調整

- ボランティア団体への応援要請等

エ 広報班関係

県災害対策本部事務局と連絡調整のうえ、以下のとおり実施する。

(ア) 報道機関の対応

- 取材対応

(イ) 義援金、物資の要請

- 義援金の募集（募集広告案作成）
- 物資提供のお願い
報道機関への情報提供、ホームページ等

(ウ) 活動報告の集計

- 活動内容の集計、発表
動物救護センターにおける収容頭数、治療頭数、相談件数等

オ 代表者会議の開催

- 代表者会議のメンバー表の作成
- 動物救護センターの設置期間（廃止）と救護本部の縮小、廃止の検討

(2) 動物救護センターでの活動

ア 総務班関係

(ア) 救護本部との連絡調整

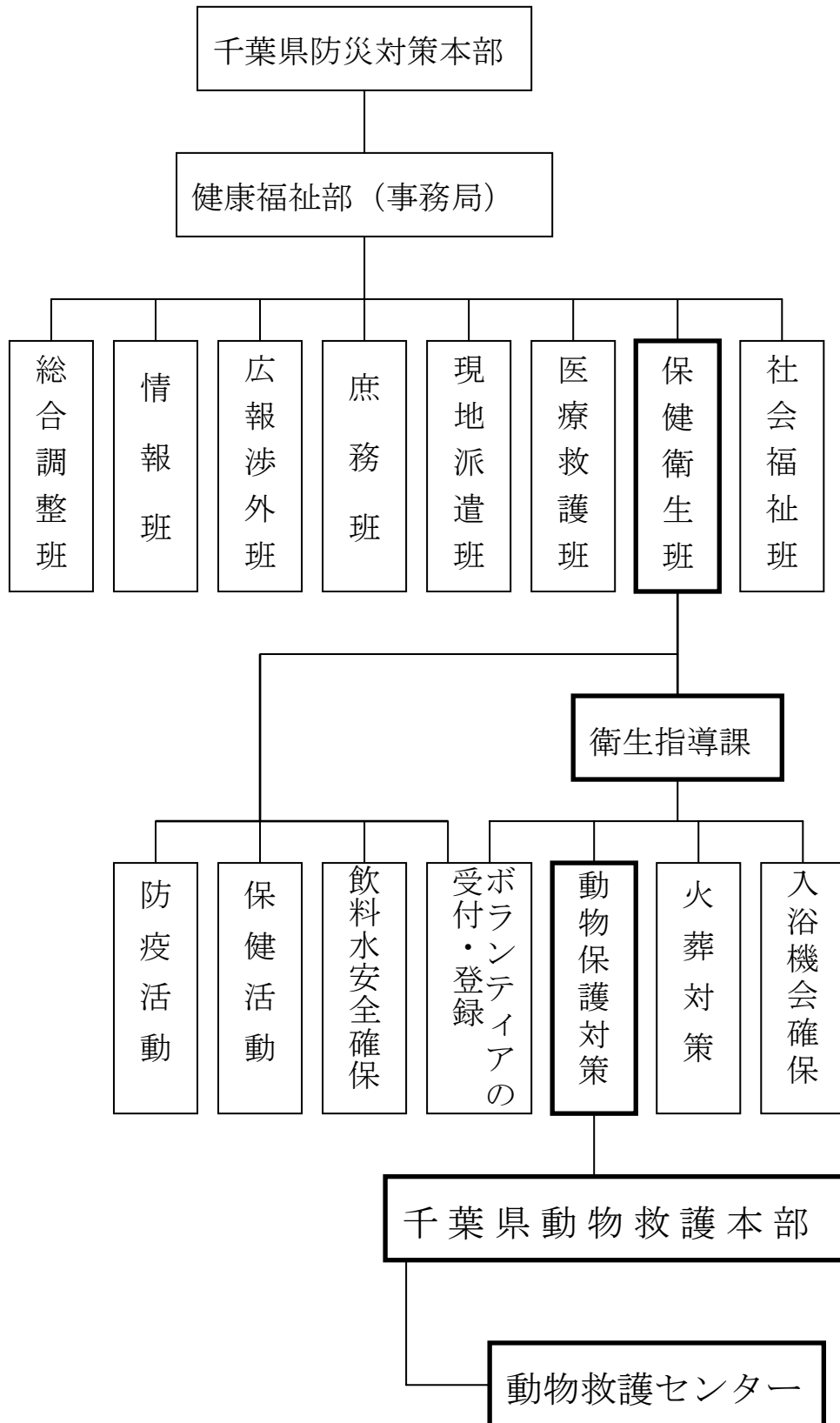
(イ) 被災区域内の関係団体及び行政機関との連絡調整

- 現地動物診療所（対応動物病院リスト）
- 市町村避難所（避難所リスト）

- (ウ) ボランティアの受入れ及び活動管理
 - 救護本部からの受入れ
 - 直接申込みがあった場合の事務処理（基本的には、本部へ申込みをしてもらう）と救護本部への連絡
 - 動物救護センター内での仕事の割り振り、活動時間等の管理
 - ボランティア活動簿の作成
- (エ) その他
 - 救護本部への日報報告（業務日誌）
 - 動物救護センター以外での一時保管場所の調整
- イ 物資管理班関係
 - (ア) エサ、医薬品等物資の調達、管理及び配布
 - 物資の調達は、基本的には救護本部から行う。
 - 直接調達等をした物資については、独自に管理するとともに、救護本部へ報告する。
 - 受け払い簿の作成
 - 必要に応じて、現地動物診療所へ医薬品等の配布
 - 動物救護センターで収容している動物へのエサ等の管理
 - (イ) 被災地における飼育動物に対するエサの配布
 - 避難所における動物飼育状況の確認
- ウ 保護管理班関係
 - (ア) 負傷動物等の保護
 - 負傷動物、放れている動物の保護、収容
保護収容受付票
 - (イ) 飼育不能となった動物の引取り
 - できる限り一時保管とするよう指導
所有権放棄届
 - (ウ) 被災動物にかかる相談、飼育指導及び助言
 - 相談受付票、行方不明動物受付票
 - 電話等での受付
 - パンフレット等の作成、配布
 - (エ) 避難所等における適正飼養に関する助言
- エ 飼育管理班関係
 - (ア) 所有者及び新たな飼い主探し及び譲渡並びに情報提供
 - 飼い主不明動物の所有者、新たな飼い主探し
インターネット、避難所等へのポスター掲示
 - ・飼い主への返還にあたっての誓約書
 - ・譲渡にあたっての誓約書
 - 引取りした動物の新たな飼い主探し

- (イ) 飼育困難な動物の一時保管
 - 一時保管依頼書（身分を証明するものを提示）
- (ウ) 収容動物の飼育管理
 - 収容動物管理台帳、写真の撮影・添付
- オ 医療班関係
 - (ア) 負傷動物の治療
 - 救護センターに収容された動物の治療
 - (イ) 収容された動物の健康管理
 - ワクチン接種、駆虫
- カ 避難所の巡回
 - 各班が共同して、避難所を巡回する。
 - 飼育動物に対するエサの配布
 - 動物の飼育指導
 - 飼育困難な動物の一時保管

図一 1 県災害対策本部と健康福祉部事務局・動物対策の体制



図一 2 千葉県動物救護本部設置に係る連絡体制

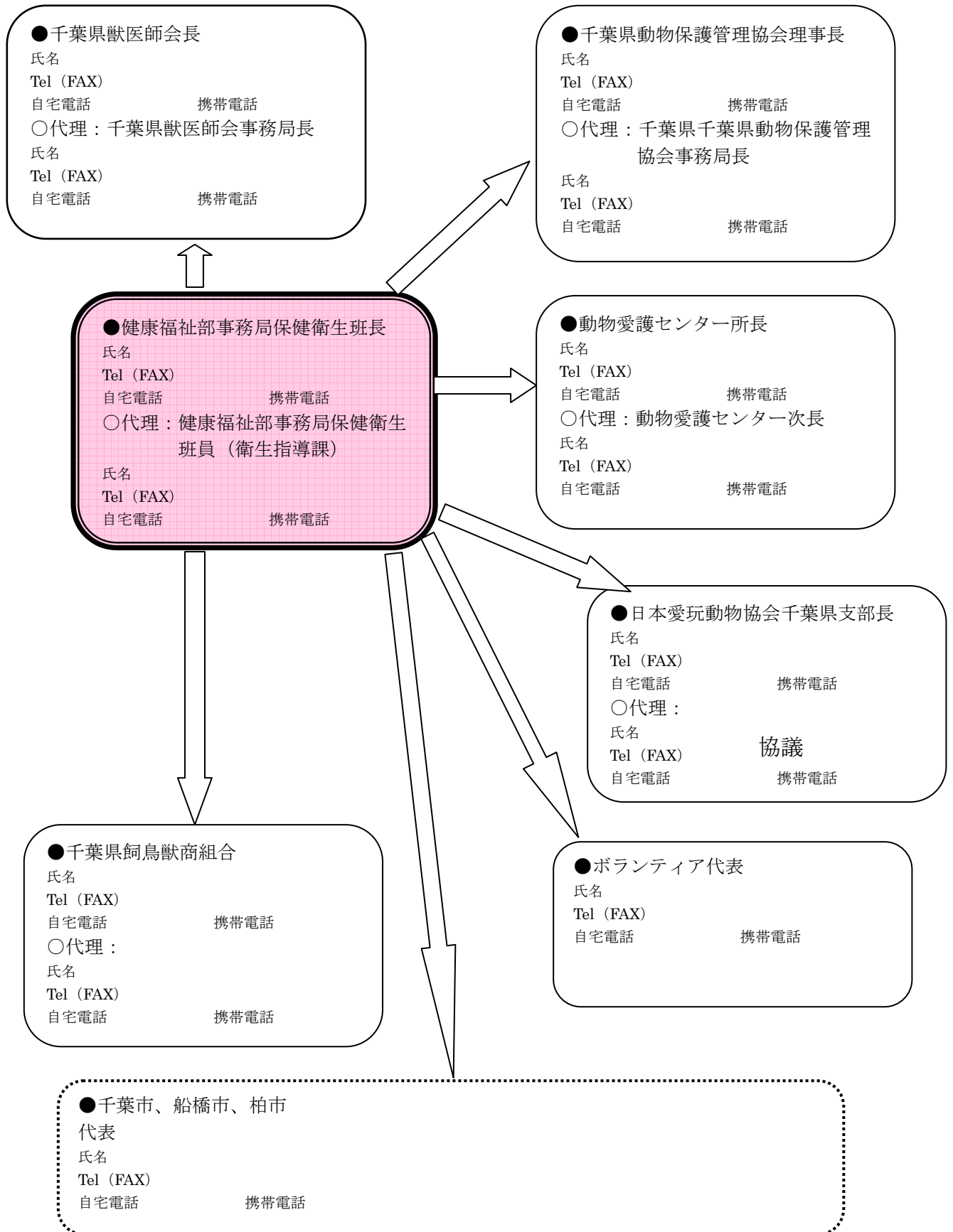


図-3 千葉県動物救護本部の組織

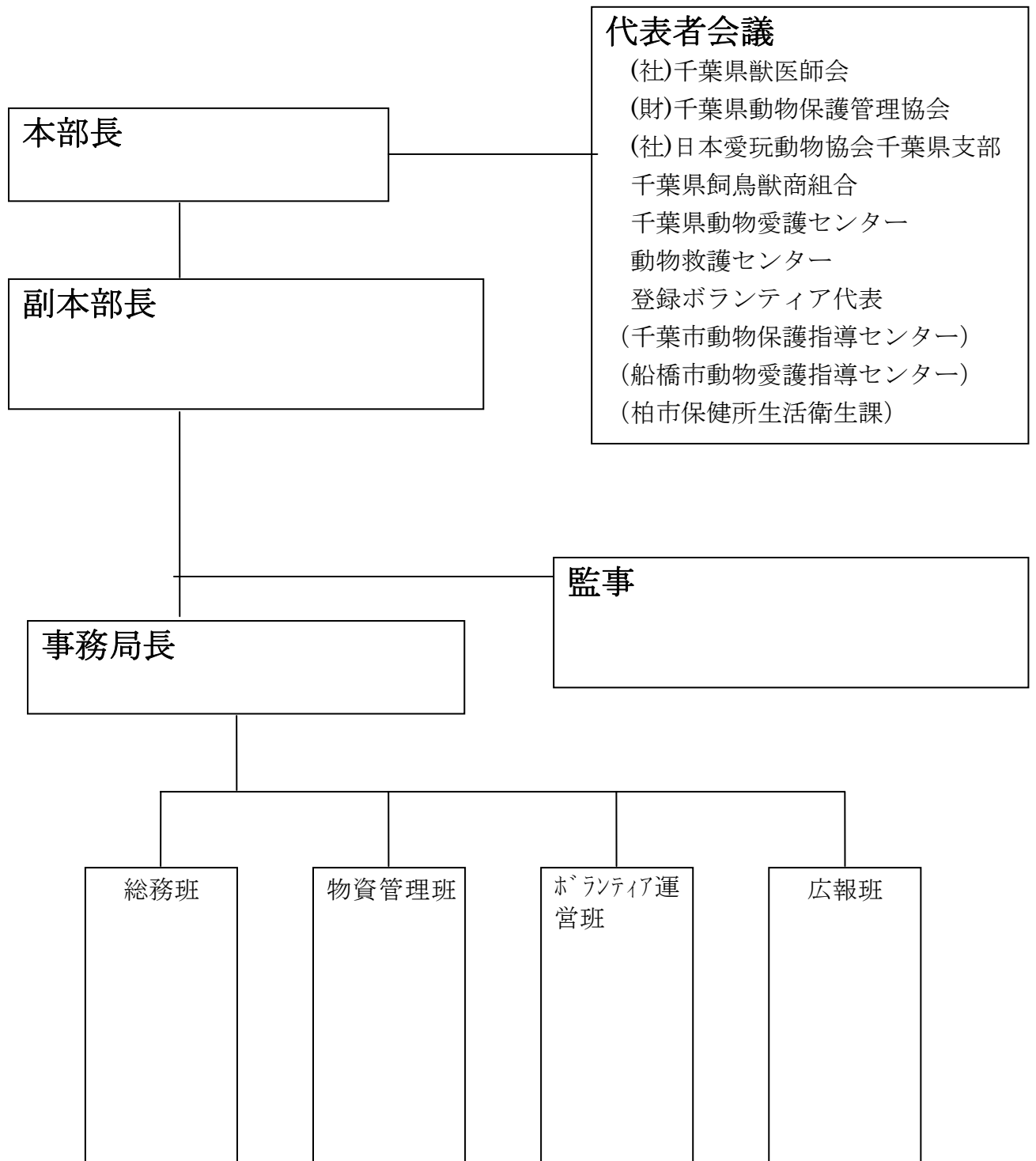
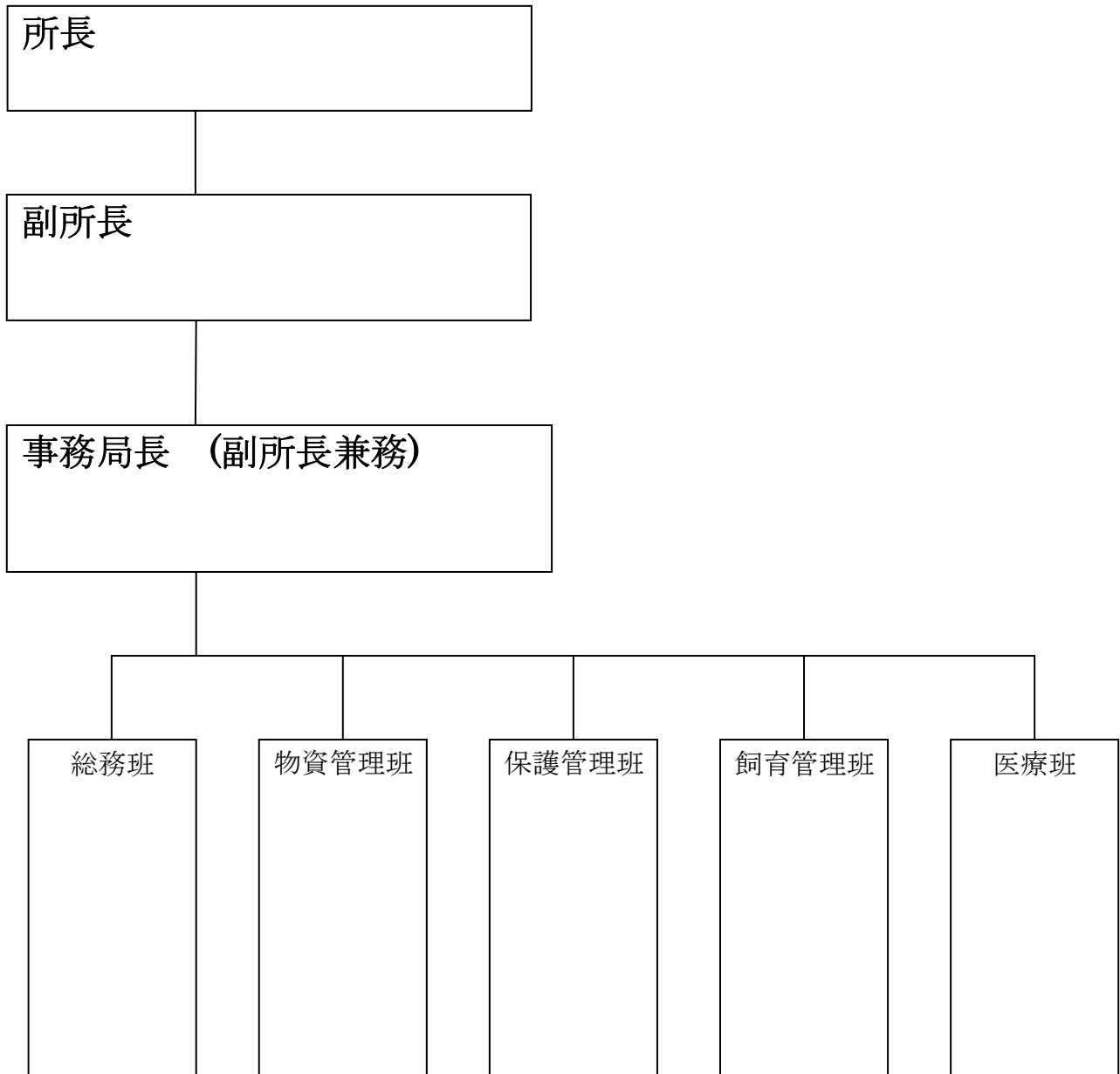


図-4 動物救護センターの組織



図一 5

千葉県動物愛護管轄図

